

第二次 愛知県再犯防止推進計画 (素案)

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画の趣旨
- 2 第一次計画に基づく取組の成果と課題及び第二次計画策定の基本的な方向性
- 3 計画の目的
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画期間
- 6 対象者
- 7 計画の基本方針及び施策の柱

第2章 愛知県における再犯防止を取り巻く状況

- 1 刑法犯認知件数の推移
- 2 再犯者数の推移

第3章 施策の展開

- I 国・県・市町村・民間団体等の連携強化のための取組
 - 1 国・県・市町村・民間団体等の連携強化
具体的な取組
コラム ○○○○
- II 就労・住居の確保のための取組
 - 1 就労の確保等
具体的な取組
コラム ○○○○
 - 2 住居の確保
具体的な取組
コラム ○○○○
- III 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
 - 1 高齢又は障害のある者等への支援
具体的な取組
コラム ○○○○
 - 2 薬物依存を有する者への支援
具体的な取組
コラム ○○○○

IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等のための取組
1 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等
具体的な取組
コラム ○○○○

V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等のための取組
1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等
具体的な取組
コラム ○○○○

VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
1 民間協力者の活動の促進等
具体的な取組
コラム ○○○○

2 広報・啓発活動の推進
具体的な取組
コラム ○○○○

愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱
用語集

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

愛知県では、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の取組を踏まえつつ、誰一人取り残すことのない、安全に安心して暮らせる愛知の実現を目指して「愛知県再犯防止推進計画（以下「第一次計画」という。）」を策定し、犯罪をした者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、市町村、民間団体等と連携し、必要な取組を推進してきました。

第一次計画に基づく取組の成果・課題を踏まえた上で、愛知県内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、「第二次愛知県再犯防止推進計画（以下「第二次計画」という。）」を策定しました。

SDGsの17の目標の中の該当項目



2 第一次計画に基づく取組の成果と課題及び第二次計画の基本的な方向性

〈第一次計画に基づく取組の成果〉

- ・国及び民間団体等とともに各種施策に取り組み、一定の成果が上がっている。
- ・就労については、刑務所出所者等への就職活動支援により保護観察対象者及び矯正施設入所者の就職者数が増加するとともに、保護観察等の期間終了後も引き続き息の長い職場定着支援を実施したことにより、6か月超の就労者の割合が大幅に増加している。
- ・また、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする者への支援について、地域生活定着支援センターを中心に、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携・協働により、矯正施設入所中から退所後まで一貫したコーディネート業務等が実施されており、支援実績は増加している。
- ・さらに、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」により、弁護士が刑事司法手続内での支援にとどまらず、犯罪をした者等に寄り添い、社会復帰に向けた支援の聞き取りを行い、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなどの支援を行うことで、円滑な社会復帰につなげており、年々そのニーズは高まっている。

〈第一次計画に基づく取組の課題〉

- ・犯罪をした者等へは、就労や住居、福祉など分野横断的な支援が求められるとともに、支援に携わる機関・団体にとって必要な情報が点在しているため、県・国・

市町村・民間団体等の一層の連携強化及び支援情報の共有が不可欠である。

- ・保護司の充足率が 2025 年に初めて 9 割を下回るなど、保護司の確保が喫緊の課題となっている。
- ・刑務所出所者等の高齢化が進んでいるものの、高齢者の就労ニーズに合っていないことから、多様な業種の協力雇用主の確保を図る必要がある。
- ・国の第二次再犯防止推進計画において、市町村の役割は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切に保健医療・福祉等の各種行政サービスを提供するよう努めるなどとされているものの、県内では、市町村の約 4 割^{*}で地域再犯防止推進計画が策定されておらず、再犯防止に関する知見やノウハウが不足している市町村があることから、犯罪をした者等に最も身近な市町村における再犯防止の取組をより一層推進していく必要がある。

※ 2025 年 4 月 1 日時点 24 市町村が未策定

〈第二次計画の基本的な方向性〉

- ・県・国・市町村・民間団体等による支援の実効性を高めるため、相互の連携を更に強固にし、支援情報の共有を行うことができる体制を整える。
- ・これまでの取組の成果や課題を踏まえ、保護司の担い手の確保や就労支援、福祉支援や住居支援などに引き続き取り組むとともに、保護司の安全確保や多様な業種の協力雇用主の確保など、社会情勢に対応した取組をより一層推進する。
- ・更生保護法の改正（2023 年 12 月施行）による地域援助及び刑執行終了者等を対象とした援助の新設や、刑法の改正（2025 年 6 月施行）による拘禁刑の導入など、新たな動きに対応した取組を実施する。
- ・犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、社会復帰に向けた息の長い支援を実現するため、市町村における再犯防止の取組を推進するとともに、地域における支援ネットワークの構築を進める。

3 計画の目的

県内の刑法犯認知件数は、「あいち地域安全戦略」に基づく継続的な取組により、2024 年には約 5 万件と、ピークであった 2003 年の 4 分の 1 以下にまで減少しておりますが、直近では、2022 年から 3 年連続で増加しており、厳しい犯罪情勢となっております。

また、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は、依然として約 5 割で推移しており、犯罪のない安全なまちづくりを推進する上で、再犯防止施策を更に推進していくことが重要であります。

こうした状況から、本計画では国との適切な役割分担を踏まえて、国、県、市町村、関係機関、民間団体等が連携し、罪を犯した人が責任ある社会の構成員として円滑に社会復帰でき、安全・安心なまちづくりを促進することを目的とします。

4 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として定めます。

5 計画期間

2026年度から2030年度までの5年間とします。

6 対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者で、支援が必要な者とします。

7 計画の基本方針及び施策の柱

国の第二次再犯防止推進計画に掲げられている5つの基本方針及び7つの重点課題を踏まえ、愛知県では次の5つの基本方針のもと、6つの施策の柱について取り組みます。

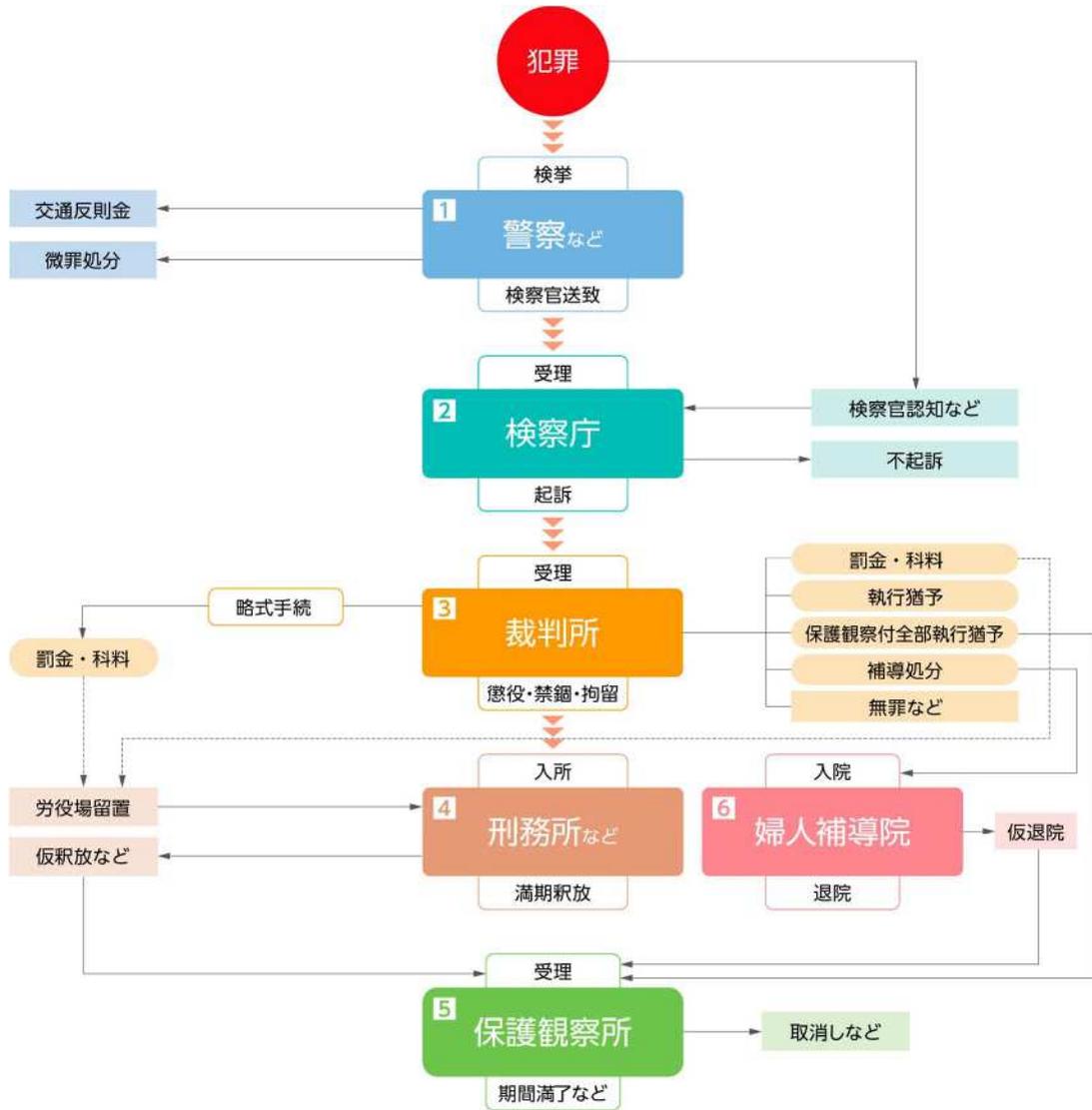
〔5つの基本方針〕

- (1) 国、県、市町村、民間団体等による緊密な連携協力を確保し、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の構成員として円滑に社会復帰できる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
- (2) 犯罪をした者等が、その特性に応じて、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにします。
- (3) 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解して、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組みます。
- (4) 県内の犯罪等の実態を踏まえて、必要に応じて関係機関や民間団体等から意見聴取を行うなどし、社会情勢に応じた再犯防止の施策に取り組みます。
- (5) 再犯防止の取組について、広く県民の関心と理解を得られるよう、分かりやすく効果的な広報に取り組みます。

〔6つの施策の柱〕

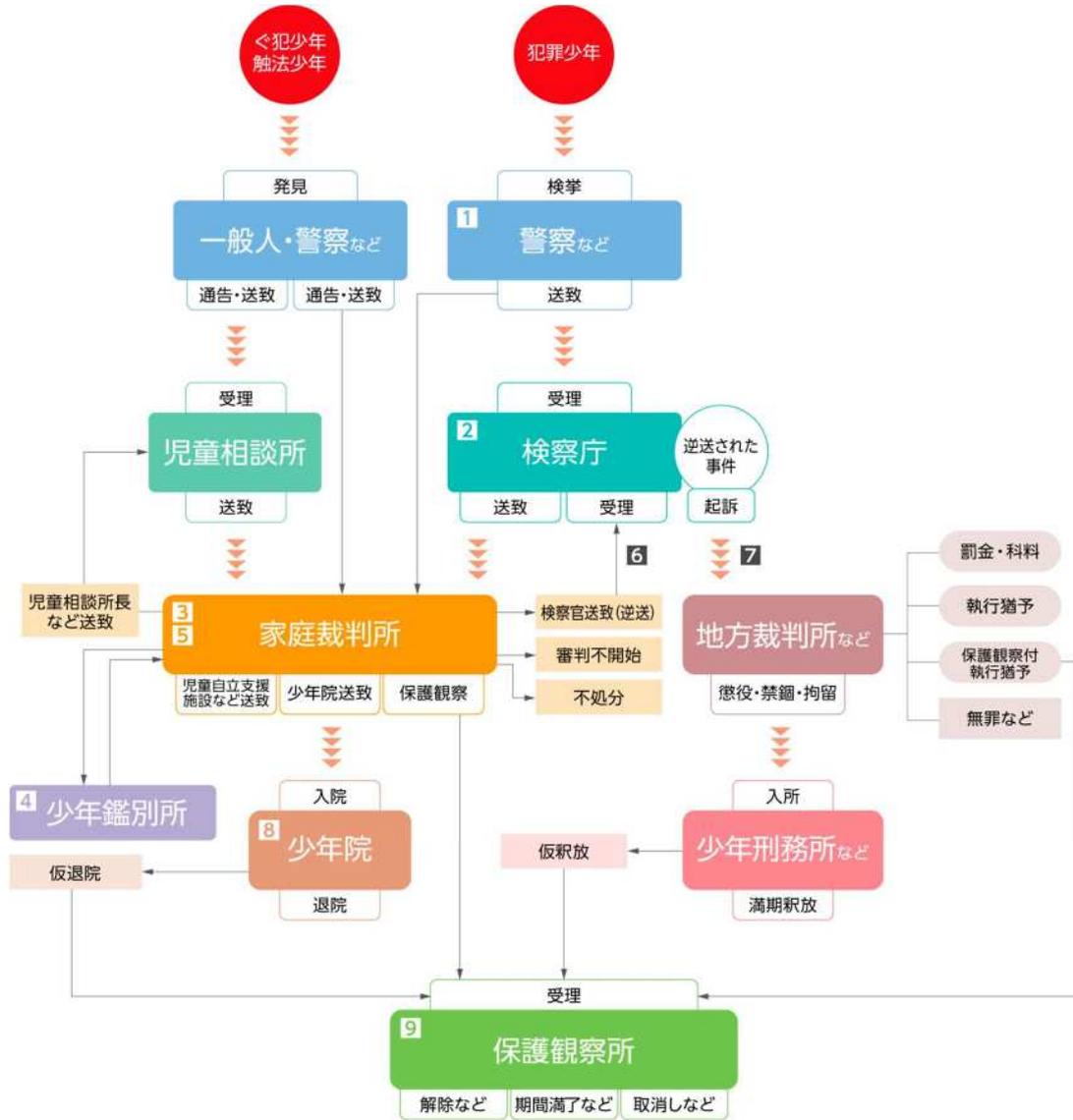
- I 国・県・市町村・民間団体等の連携強化
- II 就労・住居の確保
- III 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等
- V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等
- VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

《参考1》成人による刑事事件の流れ



(出典：令和6年度版再犯防止推進白書)

《参考2》 非行少年に関する手続の流れ



(出典：令和6年度版再犯防止推進白書)

《参考3》国の第二次再犯防止推進計画の基本方針及び重点課題

〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

第2章 愛知県における再犯防止を取り巻く状況

1 刑法犯認知件数の推移



(出典：愛知県警集計)

2 再犯者数の推移



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

愛知県内における犯罪発生状況(刑法犯認知件数)は、戦後最多を記録した2003年をピークとして、4分の1以下にまで減少していますが、直近では、2022年から3年連続で増加しています。

また、刑法犯検挙者に占める再犯者数についても、直近では増加傾向であり、再犯者率については、2023年が45.2%(全国平均47.0%)と、5割近くを占める状況で推移しています。

今後、刑法犯認知件数の減少と、安全に安心して暮らせる愛知の実現のため、再犯防止の取組を地域の関係者が連携しながら一層進めていくことが必要となっています。

第3章 施策の展開

I 国・県・市町村・民間団体等の連携強化のための取組

1 国・県・市町村・民間団体等の連携強化

〔現状と課題〕

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等の依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在しています。利用できるはずの支援制度があるとしても、情報や知識不足等の理由で必要な福祉サービスに結びつかず、生活困窮者となって再び犯罪に手を染めてしまうことも少なくありません。

これまで、県、市町村、民間団体において、生活困窮者に対する支援は住宅支援や就労支援等、様々な形で行ってきており、犯罪をした者等の社会復帰にも有効な支援制度はいくつも用意されています。しかしながら、支援に関する情報が点在しており、国、県、市町村、民間団体それぞれが、互いの支援内容を十分に把握できていないことが、再犯防止に関する施策を進めていくことの課題となっています。

また、犯罪をした者等への支援は、市町村における既存の保健医療・福祉サービス等の活用が想定されるため、市町村の協力と取組が必要不可欠であり、再犯防止の取組に関する理解を深めてもらう必要があります。

さらに、再犯防止を効率的かつ効果的に推進していくためには、県や市町村、刑事司法機関、福祉関係機関、教育機関等の関係機関、民間団体が垣根を越えて連携し、情報共有や意見交換を行っていくことが重要です。

加えて、更生保護法の改正（2023年12月施行）により新設された地域援助及び刑執行終了者等に対する援助など、新たな動きに対応した取組を実施する必要があります。

その上、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、社会復帰に向けた息の長い支援を実現するため、地域における支援ネットワークの構築に向けた取組を進める必要があります。

○具体的な取組

今後掲載予定

Ⅱ 就労・住居の確保のための取組

1 就労の確保等

〔現状と課題〕

不安定な就労が再犯の要因になっていることや、依然として保護観察終了時に無職である者が少なくないことから、就労の確保は経済的自立のためだけでなく、社会における「出番」を作るための重要な取組であり、適切な就労先が見つからず、生活困窮者となったり孤立が進んだりして再び犯罪に手を染めないために、優先的に取り組むべき課題の一つといえます。

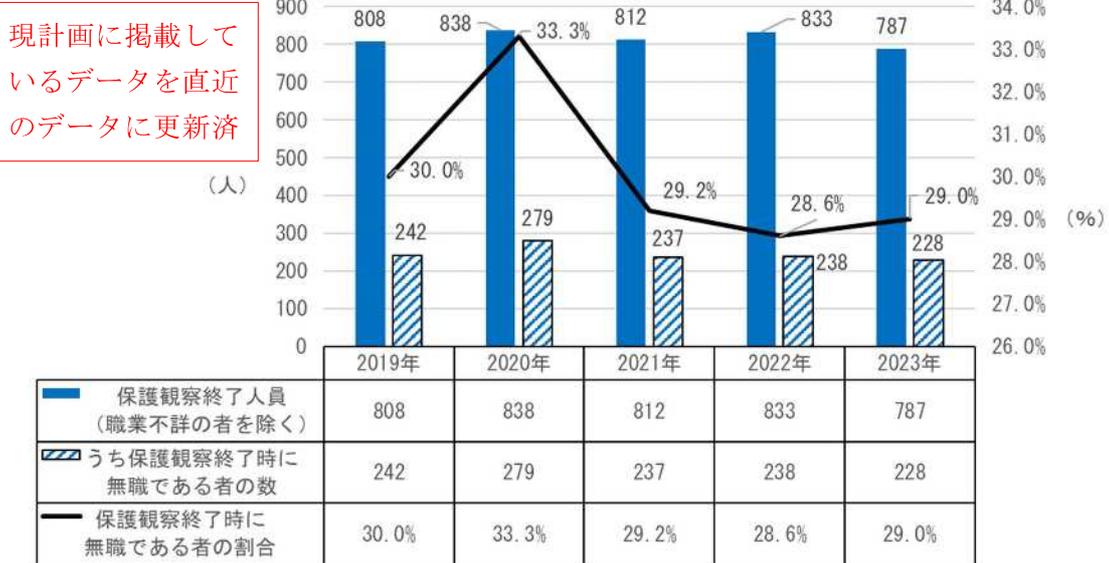
しかしながら、犯罪をした者等は、前科があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識や資格、社会人としてのマナー、対人関係の形成や維持のために必要な能力等が乏しいために、適切な職業選択ができない場合や、就職できても離職してしまう場合があります。また、犯罪をした者等の中には年齢や障害の状況等により、一般就労が困難な場合や一般就労と福祉的就労の狭間にある場合があります。

また、就職後の離職の防止に向けては、職場定着支援の実施により、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者のうち6か月を超えて就労を継続する者の割合が増加している一方、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主である協力雇用主の数は、本県では1000社を超えているものの、犯罪をした者等の高齢化などにより、就労ニーズに合っておらず、雇用主と犯罪をした者等とのマッチングがなかなか進まないことから、多様な業種の協力雇用主を確保する必要があります。

また、新たに開始された地域援助や刑執行終了者等援助は、更生保護就労支援事業の活用ができないため、求職支援や職場定着支援を希望する者に対し十分な支援が行き届かないという課題があり、就労支援制度の拡充を図る必要があります。

さらに、犯罪をした者等に適切な就職支援を行うとともに、周囲の偏見をなくし安定した職に就けるよう、就労に関する相談窓口の充実と周知を行い、犯罪をした者等の雇用に関わる企業の社会的評価の向上を引き続き図っていく必要があります。

〔愛知県における保護観察終了時に無職である者の数及びその割合（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予*者）〕



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

〔愛知県における新受刑者のうち、犯行時の有職者・無職者別人員及びその割合〕



(出典：法務省矯正局調査)

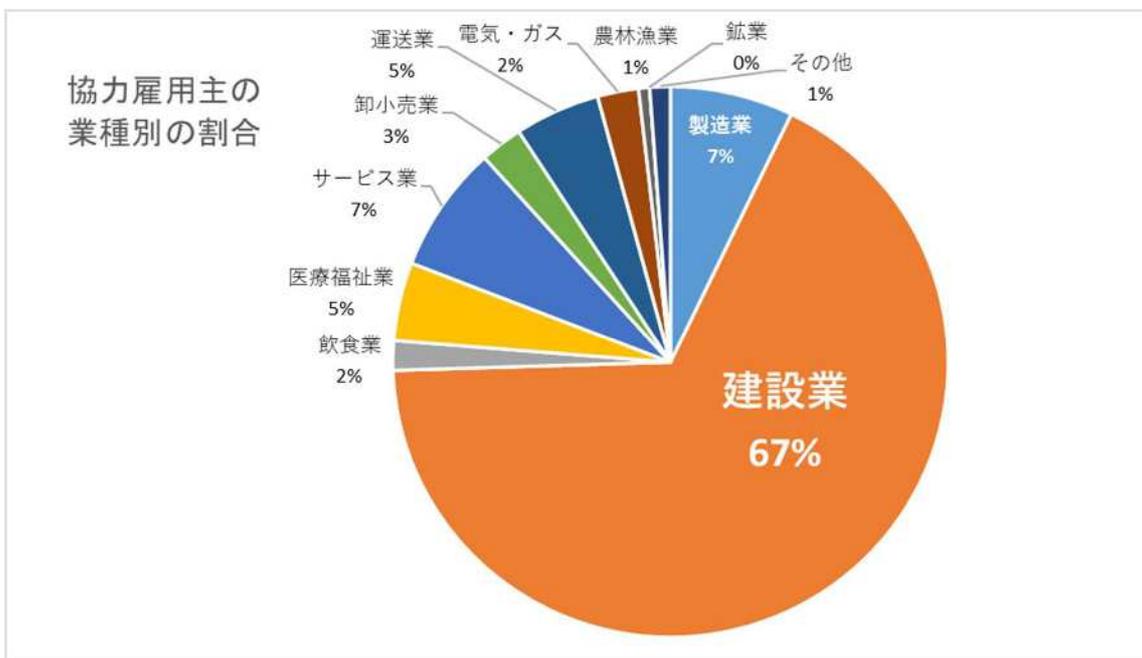
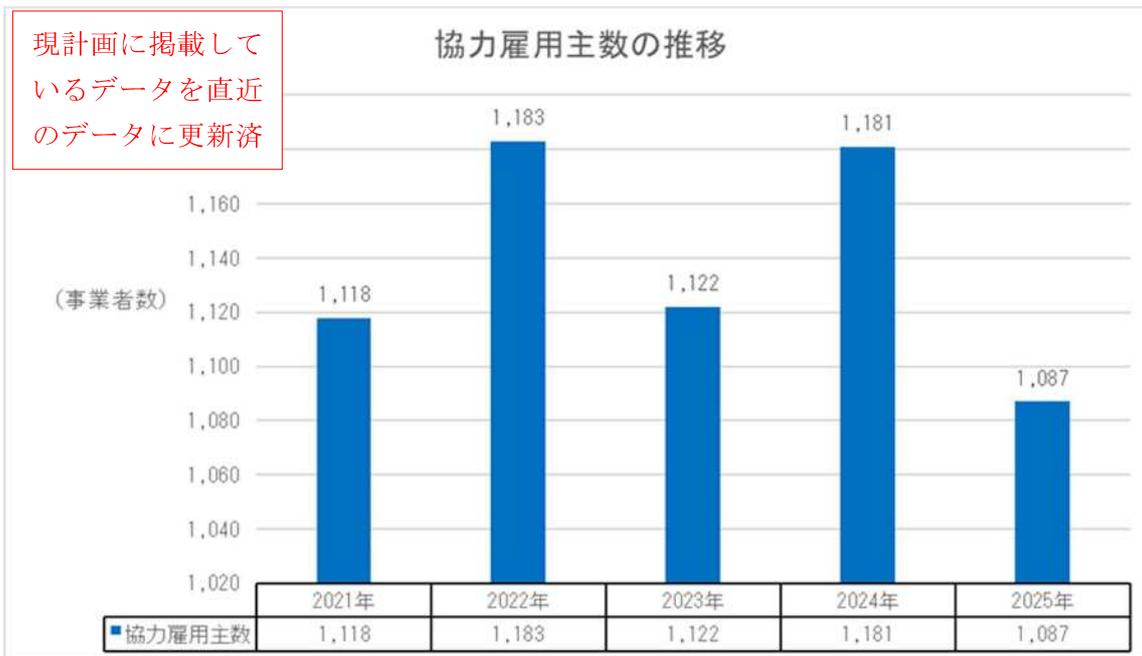
〔愛知県における新受刑者のうち、再入所者における有職者・無職者別人員及び無職者の割合〕



	愛知県					全国				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
有職者	212	197	173	160	195	3,570	3,302	3,166	3,030	2,939
有職者の割合	35.0%	35.9%	35.6%	36.5%	41.8%	27.9%	27.1%	27.6%	27.8%	28.9%
無職者										
学生、生徒						6	3	9	4	2
家事従事者		2				1	7	2	1	2
無職者（年金などの定収入のある無職者含む）	390	350	312	276	272	9,210	8,863	8,295	7,845	7,229
合計	390	352	312	276	272	9,217	8,873	8,306	7,850	7,233
不詳	3		1	2		17	4	4	22	15
無職者の割合	64.5%	64.1%	64.2%	63.0%	58.2%	72.0%	72.9%	72.4%	72.0%	71.0%
合計	605	549	486	438	467	12,804	12,179	11,476	10,902	10,187

(出典：法務省矯正局調査)

〔協力雇用主の推移及び業種別の割合〕



(出典：「令和6年あいちの更生保護 統計編」(名古屋保護観察所)を基に作成)

○具体的な取組

今後掲載予定

2 住居の確保

〔現状と課題〕

全国において適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることが明らかとなっています。したがって、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止の上でも優先的に取り組まなければならない事項です。

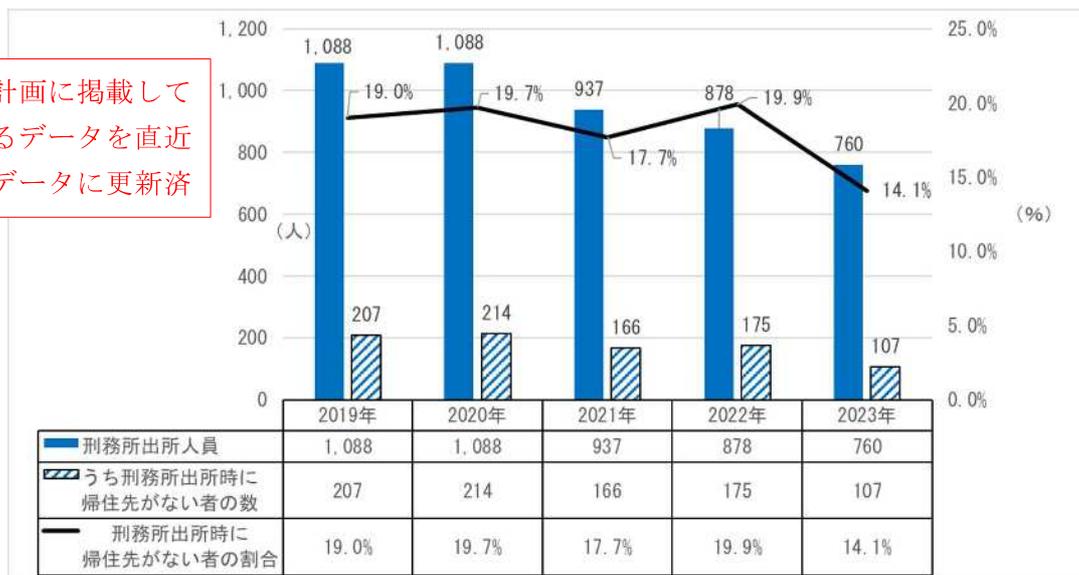
国や県においては、新たな住宅セーフティネット制度の創設や、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業等を通して、生活困窮者に対し、住居の確保に向けた支援、犯罪をした者等で親族等のもとへ帰住できない者を受け入れる更生保護施設や自立準備ホーム等の確保等を行ってきました。

しかしながら、依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題もあります。

また、更生保護施設や自立準備ホームについては、処遇困難者に対する処遇や地域社会への移行支援など、その役割が拡大してきており、施設数の確保はもとより、機能の強化が求められています。

〔愛知県における刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合〕

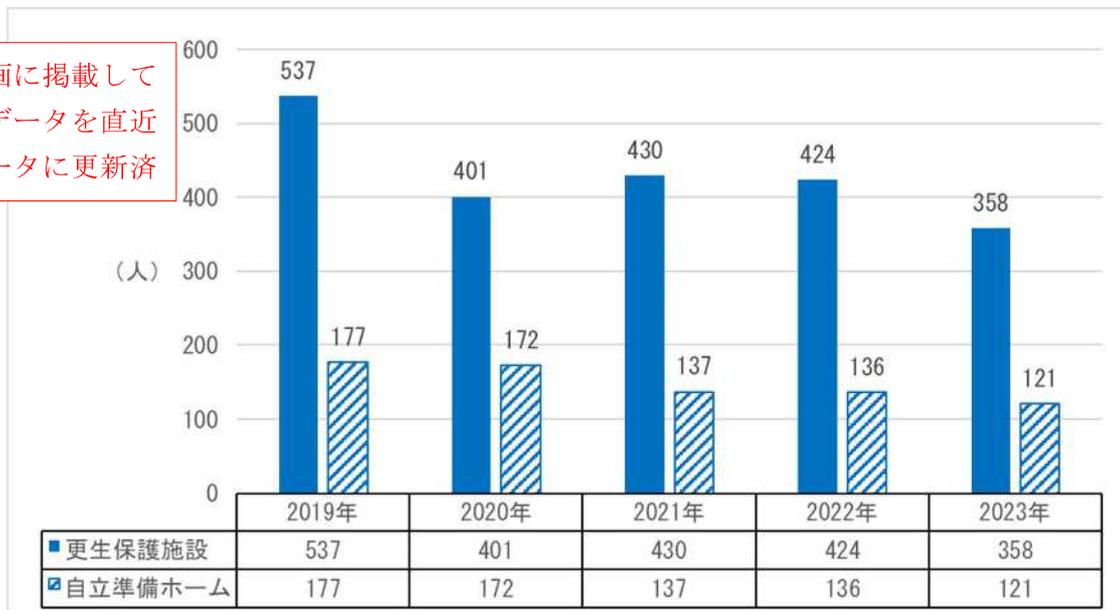
現計画に掲載しているデータを直近のデータに更新済



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

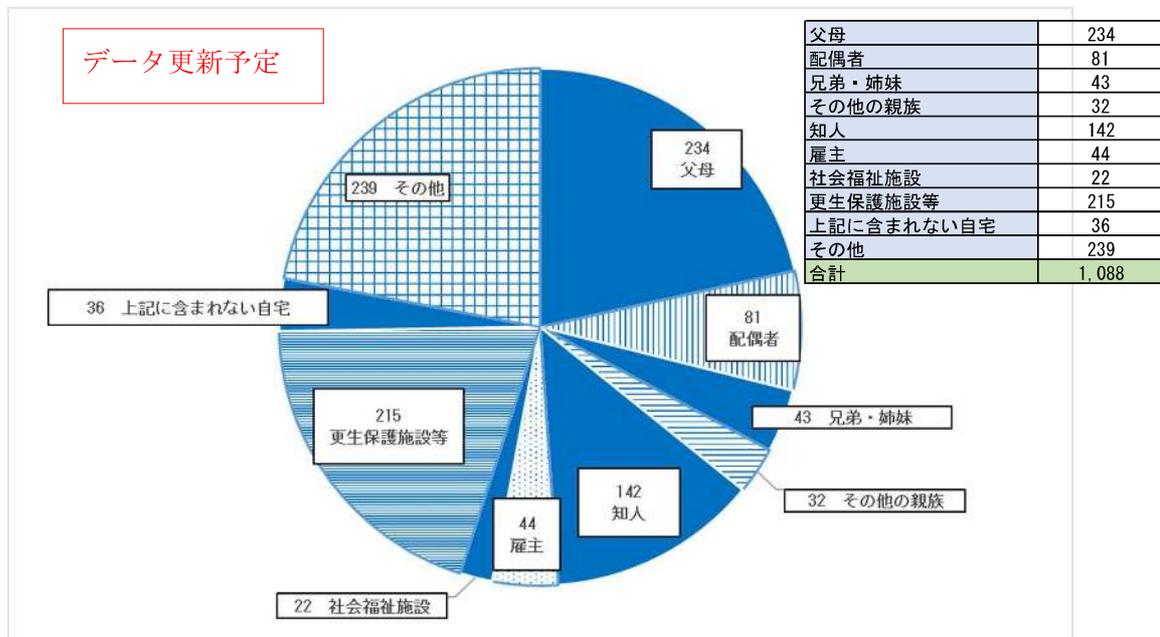
〔愛知県における更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数〕

現計画に掲載しているデータを直近のデータに更新済



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

〔愛知県内の矯正施設出所者の帰住先(2019年中)〕



(出典：法務省矯正局調査)

○具体的な取組

今後掲載予定

Ⅲ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

1 高齢又は障害のある者等への支援

〔現状と課題〕

全国において、高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

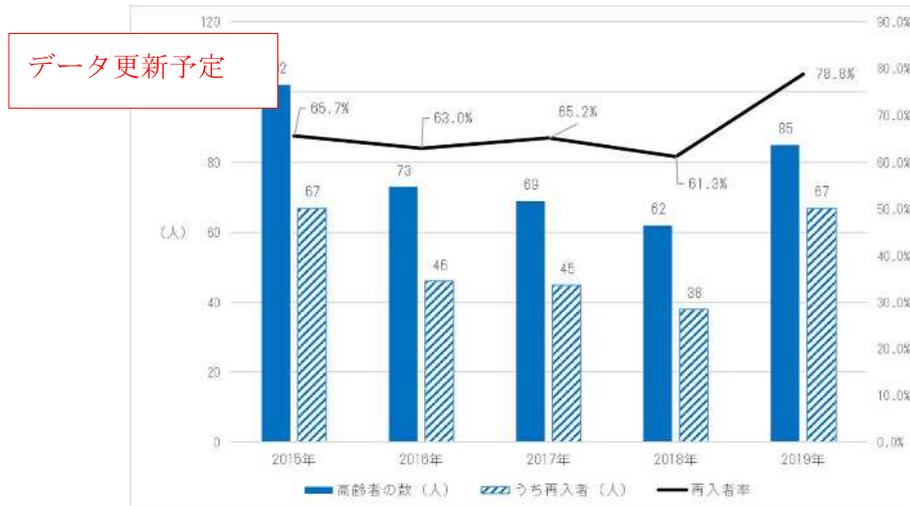
県においては、地域生活定着支援センター事業として、矯正施設に入所中で、高齢や障害を理由に退所後に自立した生活を営むことが困難と認められる場合、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための取組を引き続き行うとともに、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、拘留中から福祉サービスの利用に向けた調整を実施する取組を2021年度から開始し、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことを支援しています。

そのほか、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動や生活支援サービスの体制整備の充実・強化を図るため市町村の取組を支援するとともに、高齢者向けの施設や住まいの整備を進めています。県内の民間団体の取組としては、更生保護施設に福祉職員を配置したり、受刑中の高齢者に向けた社会復帰指導を行う等の取組を行っています。

しかしながら、犯罪をした者等には、要介護認定や障害者手帳を取得する程度ではないが支援が必要な者や、本人が希望しないために特別調整の対象とならない場合があり、そのような者が支援制度の狭間に陥って社会の中で孤立することがないように、切れ目ない支援を行うため、関係機関の連携体制の充実及び強化が求められています。

さらに、犯罪をした者等で医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害者の中には、保健医療・福祉サービスについて、十分な情報を持っていないことにより適切な支援が受けられず、再犯に至るケースもあることから、刑事司法手続の入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスを受けられるようにするため、特に市町村の保健医療・福祉担当部局と連携した支援が求められます。

〔愛知県における新受刑者のうち高齢者群（65歳以上）の再入者*及びその割合〕



	愛知県					全国				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
高齢者の数 (人)	102	73	69	62	85	2,313	2,498	2,278	2,222	2,252
うち再入者 (人)	67	46	45	38	67	1,611	1,753	1,627	1,632	1,615
再入者率	65.7%	63.0%	65.2%	61.3%	78.8%	69.6%	70.2%	71.4%	73.4%	71.7%

(出典：法務省矯正局調査)

○具体的な取組

今後掲載予定

2 薬物依存を有する者への支援

〔現状と課題〕

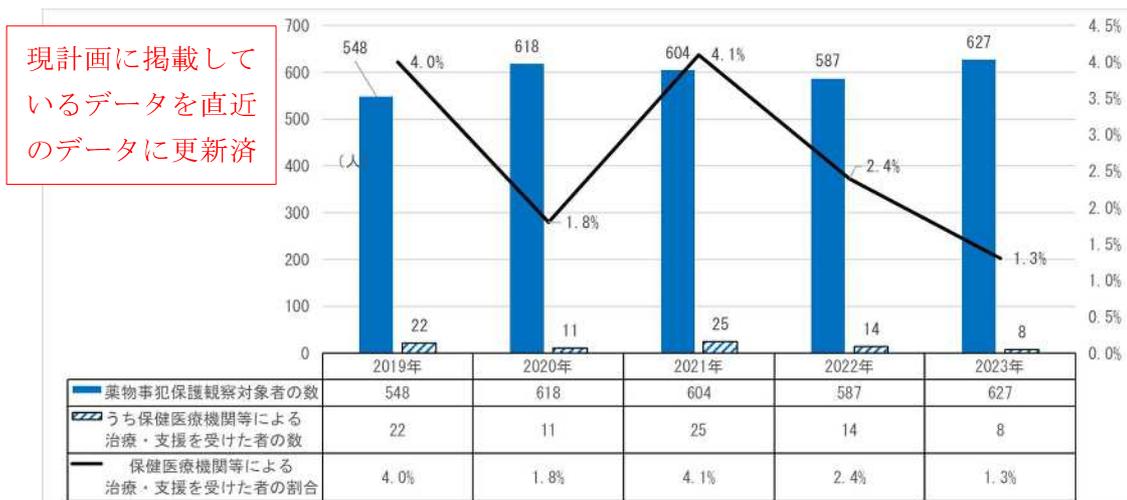
薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合があるため、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、依存症からの回復に向けた適切な治療及び支援を継続的に受けさせる必要があります。

国においては、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援を進めてきました。県においては、薬物依存症の専門医療機関の選定を進めるほか、薬物に関する相談窓口の設置を進めてきました。また、愛知県精神保健センターにおいて、本人や家族を対象とした支援活動を行っています。

また、全国において、大麻事犯の検挙人数が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大していることも課題です。

薬物依存からの回復と社会復帰には、本人や親族等が相談支援を受けられることのほか、保健・医療機関の治療体制及び民間支援団体等の支援の強化が求められ、そのための情報提供や研修等の充実が必要です。さらに本人や家族のほか、地域における依存症に対する理解を深め、薬物依存からの回復に向けた長期的な支援につなげるための啓発活動も必要となります。

〔愛知県における薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合〕



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

〔愛知県における新受刑者の覚醒剤取締法違反者のうち再入者数とその割合〕



	愛知県					全国				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
覚醒剤取締法違反者の数 (人)	292	311	268	247	234	5,991	5,580	5,355	4,849	4,378
うち再入者 (人)	201	217	187	182	169	4,413	4,140	3,970	3,626	3,235
再入者率	68.8%	69.8%	69.8%	73.7%	72.2%	73.7%	74.2%	74.1%	74.8%	73.9%

(出典：法務省矯正局調査)

○具体的な取組

今後掲載予定

IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等のための取組

1 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等

〔現状と課題〕

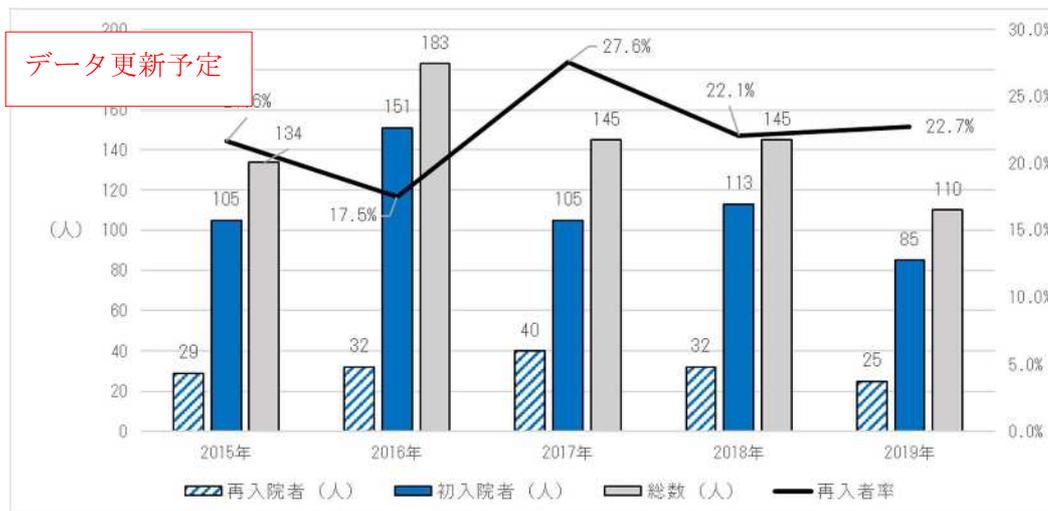
我が国における高等学校進学率は98.8%であるのに比べ、少年院入院者の24.4%、刑務所入所受刑者の33.8%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等を原因として高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の56.9%、入所受刑者の23.8%が高等学校を中退している状況にあります。

県においては、非行の未然防止のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めてきました。また、中退者等については高卒認定試験合格や若者の就労支援機関と連携した就労支援の提供等を行い、非行を犯した少年に対しては立ち直りを支援するため、農作業やボランティア活動等を通じた居場所づくりを推進しています。民間団体においては、子ども食堂の経営やボランティアによる学習支援等が行われています。

しかしながら、少年が非行に至る要因は様々であり、非行を犯した少年の持つ背景と原因を見極めた対応と、より効果的な支援のために担当職員の資質の向上及び教育機関や警察・少年鑑別所・少年院・保護観察所等の関係機関の連携強化が求められます。

そのほかに、非行を犯した少年の立ち直りを支援するための修学支援や就労支援、居場所確保等を進めるためには周囲の一層の理解と受入れ体制が必要であり、非行少年の立ち直り支援の必要性についての啓発を行うことが必要です。

〔愛知県における少年院入院者数及び再入者数〕



	愛知県					全国				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
再入院者 (人)	29	32	40	32	25	460	499	414	381	300
初入院者 (人)	105	151	105	113	85	2,283	2,064	1,733	1,727	1,427
総数 (人)	134	183	145	145	110	2,743	2,563	2,147	2,108	1,727
再入者率	21.6%	17.5%	27.6%	22.1%	22.7%	16.8%	19.5%	19.3%	18.1%	17.4%

(出典：法務省矯正局調査)

○具体的な取組

今後掲載予定

V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等のための取組

1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等

〔現状と課題〕

犯罪をした者等はそれぞれに経歴や性格を始め、家庭環境や経済的状況、交友関係など異なる背景や特性を持ち、犯罪や非行に至った要因も様々です。再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容のほか、そのような対象者の背景や特性を把握した上で、対象者にとって適切な指導等を継続的に行うことが重要となります。

これまで、国においては、個々の特性に応じた各種改善指導の実施等を行ってきました。また、刑法の改正（2023年12月施行）により、矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用が開始され、受刑者の矯正処遇等において被害者や御遺族の心情等をより直接的に反映し、被害者等の立場や心情への配慮等を一層充実させるとともに、受刑者等の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生を効果的に図る取組が進められています。

県では、ストーカー加害者に対するカウンセリング受診の働きかけや、暴力団の離脱に向けた取組等を進めています。また、矯正施設出所後の女性特有の悩みを相談できる専用窓口の設置や、増加する児童虐待相談に速やかに対応するため、児童相談所の機能強化等を行ってきました。さらには、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」として、弁護士が、犯罪をした者等に寄り添い、面会等を通じて、社会復帰に向けた支援の聞き取りを行うとともに、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなどを行っており、年々そのニーズは高まっています。

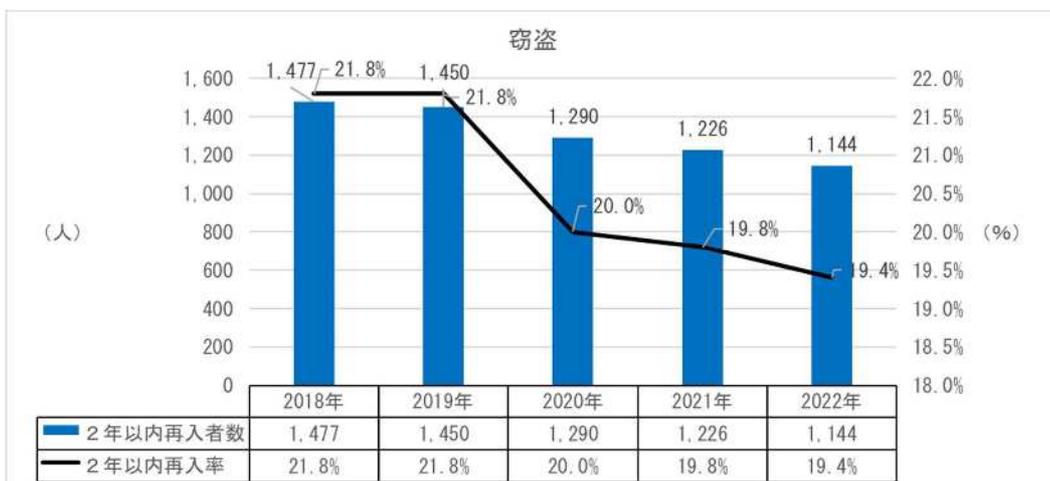
矯正施設及び保護観察所においては、犯罪をした者等の特性に応じた支援を実施しているところですが、依然として刑務所を満期出所した者や保護観察を終了した者等のうち、地域による支援が必要と思われる者が地域の支援機関・団体に必ずしも十分にはつながっているとは言えないこと、刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとは言えないことなどが課題となっています。

また、刑法の改正（2025年6月施行）により、拘禁刑の導入が開始されたことに伴い、受刑者に対する「懲らしめ」を目的としてきた刑罰が、社会復帰に向けた「立ち直り」に軸足を移すことから、受刑者の年齢などの特性に応じて対応していく必要があります。

※以下の統計データは、データの都合上、都道府県別数値ではなく、全国数値を使用しています。

〔主な罪名・特性別2年以内再入者数及び2年以内再入率〕

現計画に掲載しているデータを直近のデータに更新済
※以下同じ





（出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」（法務省））

- 具体的な取組
- 今後掲載予定

Ⅵ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

1 民間協力者の活動の促進等

〔現状と課題〕

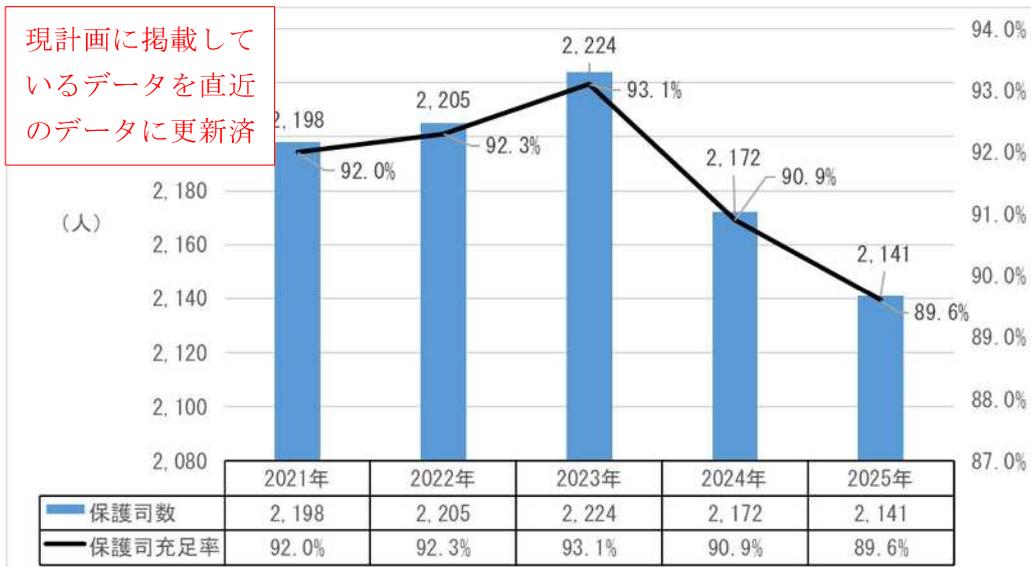
再犯防止の施策の推進には、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力が必要不可欠です。

愛知県では、保護司の充足率が89.6%と、全国平均より高いものの、2025年に初めて9割を下回るなど、保護司の確保が喫緊の課題となっています。

また、2024年5月に滋賀県大津市において、保護司が自宅で殺害され、担当する保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案を受け、保護司の安全確保に向けた取組の推進が求められています。

地域社会における犯罪をした者等への「息の長い」支援を行い、社会復帰を進めるため、県民の理解を促し、民間協力者の確保に取り組む必要があります。

〔愛知県内の保護司数及び保護司充足率〕



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

○具体的な取組

今後掲載予定

2 広報・啓発活動の推進

〔現状と課題〕

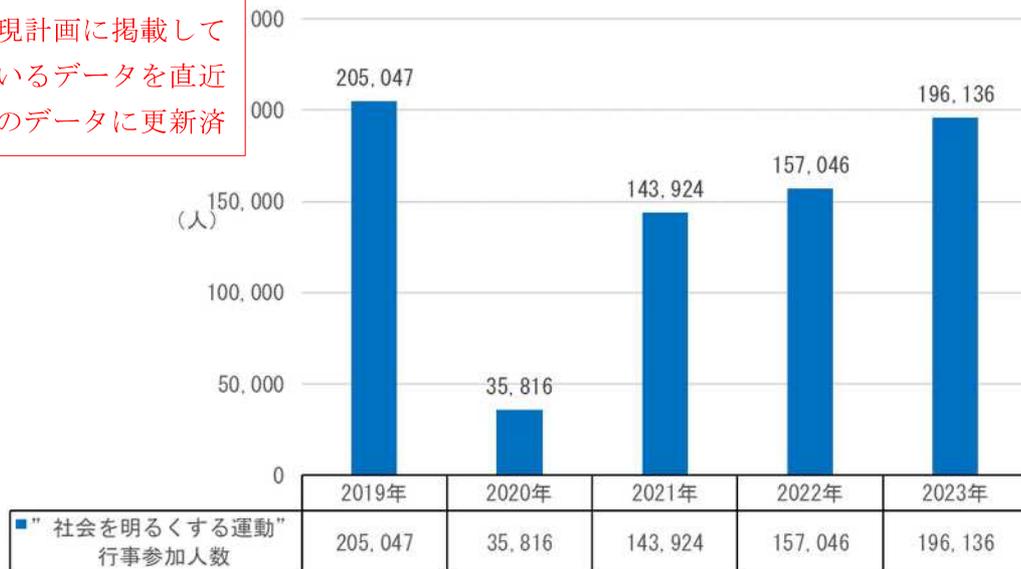
犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となるためには、県民の理解と協力を得て、社会の中で孤立することがないように支援する必要があります。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策や、民間協力者による活動は県民にとって必ずしも身近でないために、関心と理解を得にくく、県民の認知が十分とは言えません。

さらに、地域における再犯防止の取組を進め、犯罪をした者等を社会的に孤立させないためには、県民の再犯防止の取組に対する理解を促す必要がありますが、そのために単に犯罪をした者等への支援を行うのではなく、犯罪被害者への十分な配慮をもって進めていかなければなりません。したがって、県民の理解と寛容のもと、犯罪のない明るい社会を実現するため、犯罪被害者への支援の充実を図りつつ、広く県民の各層に関心をもってもらうように広報啓発活動を行う必要があります。

〔愛知県における“社会を明るくする運動”行事参加人数〕

現計画に掲載しているデータを直近のデータに更新済



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

○具体的な取組

今後掲載予定